



島根県報

令和3年6月22日（火）

第 219 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

公害紛争処理法施行細則の一部を改正する規則 (環 境 政 策 課) 2

【告 示】

令和3年度第4次自衛官募集 (防 災 危 機 管 理 課) 2

平成20年度雪害対策資金利子補給金交付要綱の一部改正 (農 業 経 営 課) 3

知事管理漁獲可能量の変更 (水 産 課) 3

漁業災害補償法の規定による同意 (沿 岸 漁 業 振 興 課) 4

【公 告】

島根県・松江市屋外広告物講習会の開催 (都 市 計 画 課) 4

公布された条例等のあらまし

◇公害紛争処理法施行細則の一部を改正する規則（規則第83号）

1 規則の概要

行政手続における押印等の見直し等に係る様式の整備（様式第11号関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

公害紛争処理法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月22日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第83号

公害紛争処理法施行細則の一部を改正する規則

公害紛争処理法施行細則（昭和45年島根県規則第67号）の一部を次のように改正する。

様式第11号中「㊟」を削り、「公害に係る紛争処理の手続きに要する費用等に関する条例」を「公害に係る紛争処理の
手続きに要する費用等に関する条例」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の公害紛争処理法施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもの
のうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告 示

島根県告示第433号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、令和3年度第4次自
衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

令和3年6月22日

島根県知事 丸 山 達 也

1 募集種目

自衛官候補生（陸上・海上・航空自衛隊）

2 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の1日現在18歳以上33歳未満の者

3 応募締切

令和3年9月15日（水）

4 試験種目

筆記試験（国語・数学・地理・歴史・公民・作文）・口述試験・適性検査・身体検査・経歴評定

※経歴評定とは、多様な経歴を有する受験者の能力を総合的に評価するもの

該当する資格・免許等は自衛隊島根地方協力本部に確認すること。

5 試験期日・試験場

(1) 筆記試験・適性検査

令和3年9月17日（金）から同月19日（日）までのうち指定する一日
松江地方合同庁舎・出雲市内・浜田市内

(2) 口述試験・身体検査

令和3年9月24日（金）から同月26日（日）までのうち指定する一日
陸上自衛隊出雲駐屯地

6 採用予定日

採用予定通知書により通知する。

7 問合せ先

自衛隊島根地方協力本部

松江市向島町134-10（電話0852（21）0015）

島根県告示第434号

平成20年度雪害対策資金利子補給金交付要綱（平成21年島根県告示第113号）の一部を次のように改正する。

令和3年6月22日

島根県知事 丸 山 達 也

様式第1号中「㊟」を削る。

附 則

この告示は、令和3年6月22日から施行する。

島根県告示第435号

まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和3年6月22日

島根県知事 丸 山 達 也

まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量

令和2年12月25日 公表

令和3年6月11日 変更

まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和3管理年度（令和3年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

第1 まあじ

1 島根県に配分された漁獲可能量

20,900トン

2 知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
島根県まあじ中型まき網漁業	19,600トン
島根県まあじその他の漁業	現行水準

第2 まいわし対馬暖流系群

1 島根県に配分された漁獲可能量

30,900トン

2 知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
島根県まいわし中型まき網漁業	30,500トン
島根県まいわしその他の漁業	現行水準

島根県告示第436号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による同意があったと認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和3年6月22日

島根県知事 丸山達也

1 加入区の名称

浜田

2 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね浜田支所の地区の区域

3 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表13の項漁業の区分欄7に掲げる漁業の区分

公 告

島根県屋外広告物条例（昭和49年島根県条例第21号）第19条の規定により島根県・松江市屋外広告物講習会を次のとおり開催するので、島根県屋外広告物条例施行規則（昭和49年島根県規則第39号）第12条第1項の規定により公告する。

令和3年6月22日

1 講習会の目的

屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする。

2 主催

島根県及び松江市

3 期日及び場所

期日 令和3年9月2日（木）及び同月3日（金）

場所 島根県松江市白潟本町43

松江市市民活動センター（スティック）5階 交流ホール

4 受講申込受付期間

令和3年7月1日（木）から同年8月6日（金）まで

5 受講申込先

島根県土木部都市計画課、隠岐支庁県土整備局又は各県土整備事務所若しくは各事業所

6 受講申込用紙の請求先

島根県土木部都市計画課

7 受講手数料

4,010円（島根県収入証紙をもって納付のこと。）